

## 婦人消防隊員等福祉共済制度規約

### (制度の目的及び内容)

第1条 この制度は、婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等(以下「婦人消防隊員等」という。)が任務として防災活動に従事中(以下単に「防災活動に従事中」という。)又は従事中以外において死亡し、又は障害を受けた場合に、協同互助の共済制度を実施するものであり、加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、弔慰金又は重度障害見舞金を、事故又は疾病で障害を受けた場合には、障害見舞金及び入院見舞金を支払う。

### (加入資格者)

第2条 本制度に加入できる者は、年齢満76歳未満の婦人消防隊員等で、効力発生の前日、又は加入申込の時のいずれか遅い時において健康である者。

### (加入の時期)

第3条 本制度の加入日は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日とする。

### (脱退)

第4条 加入者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもってこの制度から脱退する。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害状態のとき。
- (2) 掛金が公費(公費に準ずるものを含む。)負担の加入者で、その者が脱退又は退会し、後任として入隊者又は入会者(以下「入隊者等」という。)があるとき。

### (保障期間)

第5条 この制度の保障期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、1年毎に更新を行う。

### (効力の発生)

第6条 加入の効力は、所定の掛金が払込まれた月の1日から発生する。ただし、公費(公費に準ずるものを含む。)負担加入者の後任としての入隊者等については、入隊日又は入会日とする。

### (掛金)

第7条 掛金は、加入者1人につき、別表のとおりとする。

### (掛金の払込)

第8条 掛金は、所定の期日までに都道府県消防協会を經由して、日本消防協会の指定口座に払込まなければならない。加入日の属する月の末日までに掛金の払込がないときは、特別の事由がない限り、加入がなかったものとして処理する。

( 弔慰金又は重度障害見舞金の支給 )

第9条 加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、その事由に応じて、次表の金額を弔慰金又は重度障害見舞金として支給する。

|                  | 給 付 事 由  | 金額 (万円) |
|------------------|--|---------|
| 弔慰金又は<br>重度障害見舞金 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の防災活動に従事中の事故により障害を受け、死亡又は重度障害状態の場合 | 500     |
|                  | 防災活動(上記の防災活動を除く)に従事中の事故により障害を受け、死亡又は重度障害状態の場合              | 300     |
|                  | 上記以外の事由で、死亡又は重度障害状態の場合                                     | 30      |

2.加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、弔慰金又は重度障害見舞金の支給額をもって保障の限度とし、他の見舞金は支給しない。

3.加入者が事故又は疾病により障害見舞金又は入院見舞金の支給を受け、後にこれと原因を同じくして死亡し、又は重度障害状態になった場合には、新たに支給する弔慰金又は重度障害見舞金の額からすでに支給した障害見舞金及び入院見舞金の額を差引く。

( 重度障害 )

第10条 前条に規定する重度障害状態とは、加入者が症状固定により次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- (1) 両眼が失明したもの。
- (2) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの。
- (3) 両眼の視力が0.02以下になったもの。
- (4) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- (5) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- (6) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- (7) 両上肢を腕関節以上で失ったもの。
- (8) 両上肢の用を全廃したもの。
- (9) 両下肢を足関節以上で失ったもの。
- (10) 両下肢の用を全廃したもの。

( 障害見舞金 )

第 1 1 条 加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その日から 180 日以内に別表 に定める障害状態に該当したときは、その等級に応じて次表の金額を障害見舞金として支給する。

| 障害の等級       | 金額 (万円) |
|-------------|---------|
| 第 2 級 障害のとき | 25      |
| 第 3 級 障害のとき | 20      |
| 第 4 級 障害のとき | 15      |
| 第 5 級 障害のとき | 10      |
| 第 6 級 障害のとき | 6       |
| 第 7 級 障害のとき | 3       |

2.障害見舞金の請求は、医師の診断により疾病固定したときとする。

3.加入者が同一の事故又は疾病により、別表 に定める障害を二以上同時に受けたときは、それぞれの障害の状態の等級に対応する金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合には、それらの障害が属する等級のうち最も上位の等級に該当する障害見舞金を支給する。

4.加入者が異なる事故又は疾病により、2 回以上の障害を受けたときは、その都度それらの障害状態の等級に対応する金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態がすでに支払事由となった障害を生じた身体の同一部位に加重して生じたものである場合は、加重の結果、新たに生じた障害状態の等級に対応する金額から、既に支払われた障害状態に対応する金額を控除して支給する。

5.加入者に対して支払う障害見舞金の額は、同一の原因又は同一の保障期間において、通算して 25 万円をもって限度とする。

( 入院見舞金の支給 )

第 1 2 条 加入者が、防災活動に従事中の事故又は疾病を直接の原因として、その日から 180 日以内に病院又は診療所に 10 日以上入院した場合及び防災活動に従事中以外に事故又は疾病を直接の原因として、その日から 180 日以内に病院又は診療所に 20 日以上入院した場合は、入院 1 日につき 600 円を入院見舞金として給付する。

2.同一の原因による入院については、入院日数 120 日を以って限度とする。

3.入院見舞金の請求は、加入者が退院したとき、又は入院日数が 120 日を超えた時とする。

( 弔慰金の受取人 )

第13条 甲慰金の受取人の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

( 共済金の請求手続き )

第14条 共済金の支払事由が発生したときは、その請求に必要な書類を取りそろえ、都道府県消防協会を経由のうえ日本消防協会に提出する。

( 共済金請求に必要な書類 )

第15条 共済金請求に必要な書類は、次のとおりとする。

( 1 ) 婦人消防隊員等福祉共済金支払請求書

( 2 ) 添付書類

イ 甲慰金

(イ) 受取人が、配偶者以外の場合は、戸籍謄本

(ロ) 受取人が数名に及ぶ場合は、受取人に対する委任状

(ハ) 防災活動に従事中の事故による死亡の場合には、市町村長又は消防本部の長の事故等状況書

ロ 重度障害見舞金

防災活動に従事中の事故により重度障害状態にある場合には、前

イの(ハ)の状況書

( 甲慰金又は重度障害見舞金を支払わない場合 )

第16条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、甲慰金又は重度障害見舞金は支給しない。

(1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害状態になったとき。

(2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害状態になったとき。

(3) 甲慰金受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害状態にさせたとき。

(4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害状態になったとき。

(5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害状態になったとき。

( 障害見舞金及び入院見舞金を支払わない場合 )

第17条 障害見舞金及び入院見舞金の支払事由が、次の各号のいずれかに該当したときは、障害見舞金及び入院見舞金は支給しない。

( 1 ) 加入者の故意又は重大な過失によるとき。

( 2 ) 加入者の犯罪行為によるとき。

( 3 ) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。

(4) 加入者の自殺未遂によるとき。

(5) 戦争その他の変乱によるとき。

(加入の取消)

第18条 加入者が故意又は重大な過失により事実を告げなかったり、重大な事項について不実の事を告げたときは、加入を取消し、加入時に遡及して一切の権利を失うものとする。

この場合、すでに払い込まれた掛金は払返さないものとする。

(時効)

第19条 共済金の支払を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がないときは消滅する。

(事務取扱)

第20条 この規約に基く事務取扱いについては、別に定める事務取扱要領による。

(審査員)

第21条 この制度に関する保障等の重要事項を審査するため、審査員を置くことができる。

(規約に定められていない事項)

第22条 規約に定めのない事項又は疑義のあるものについては、福祉委員会の議を経て定めるものとする。

(規約の変更)

第23条 この規約は、福祉委員会の議を経て、変更する事ができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成4年4月1日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成9年5月22日から施行する。

別表

**掛金額表**

| 加入の月     | 掛金額(円) |
|----------|--------|
| 4月1日 加入  | 800    |
| 7月1日 加入  | 600    |
| 10月1日 加入 | 400    |
| 1月1日 加入  | 200    |